

平成 28 年（ワ）第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年（ワ）第 32358 号
損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外 247 名

被告ら 示現舎合同会社 外 2 名

2019 年 9 月 11 日

準備書面 13

(被差別部落出身者等の出自を暴露されることと名誉権侵害の成否)

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



1 被差別部落出身者であることを暴露することは名誉権侵害となるか

(1) 問題意識

2019 年 5 月 19 日に実施された本件の弁論準備手続期日において、裁判所より「差止めの根拠として主張されている名誉権侵害について、被差別部落出身であることを暴露されることで社会的評価の低下がありうるかという疑問がある。被差別部落出身であることを暴露されることは、端的に「差別されない権利の侵害」に

該当する行為なのではないか。原告の主張を補充されたい」旨の求釈明があった。

本書面は、かかる裁判所の問題意識を踏まえ、原告の主張を補充するものである。

(2) 人格的価値に関わりのない事項の暴露と社会的評価の低下との関係

裁判所の有する問題意識は、名誉毀損の成否をめぐる各種の論点にあって、中核的ではないものの先端的な論点として議論されている。

例えば、『最新判例に見るインターネット上の名誉毀損の理論と実務』（松尾剛行 勁草書房）では、

名誉毀損は、社会的評価を低下させることであるところ、社会的評価にはその人の人格的価値と関係のある評価と、人格的価値に無関係な評価がある。

とした上で、

前述の犯罪、暴力団との関係等々は、基本的に対象者自身が選択した行為といえ、それが社会に知られることにより対象者が「犯罪者」「暴力団関係者」等と認識され、その能力や資質について否定的評価がなされることを通じて、対象者の人格的価値に関する社会的評価が低下する。

これに対し、いわゆる「部落出身者」「精神病患者」「同性愛者」等は、対象者本人が意図的に選択したものではなく、対象者の人格的価値に関係ない事項である。そこで、むしろこれらに否定的評価を与えるという日本社会の風潮自体が不当な「差別」であって、このような事項を摘示したからといって、対象者の社会的評価が低下したというべきではないという発想もありうるところである。

と分析している（同書88頁）。

裁判所の問題意識は、まさに、「被差別部落出身者であることを暴露されたとしても、当該対象者の人格的価値が低下することはないから、名誉毀損を構成しないのではないか」というものであり、上述した名誉権侵害をめぐる先端的な議論の内容と合致している。

(3) 原告らによる主張の基本的な構造

原告らは、訴状提出の段階で、本件において上述した議論が存在することを踏まえて法的主張を構成した。その概要は、「現実の社会に不当な差別・偏見が存在する以上、被差別部落出身者であるとの摘示がなされれば現実に社会的評価が低下するのであって、名誉権侵害となる」というものである。

原告らは、訴状において、

ある人が被差別部落出身者であるとの事実の摘示が、その人の社会的評価を低下させることになるかが問題となる。

もちろん、被差別部落出身であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的に人格的価値とは関わりがないことは言うまでもない。と記載して上述の「議論」と「問題意識」が存在することを示し（訴状14頁）、その上で、

しかし、上述のとおり、現在の日本社会では、なお部落差別が徹然として存在しているところである（甲2～6）。「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価も、それがある程度一般に流布していれば社会的評価に含まれると解されるから、蔑視ウェブサイト目録1ないし3の記事は、各個人原告らの名誉権を侵害する。

と述べて、社会における不当な差別の存在を前提とすれば社会的評価の低下があったといえ、名誉権侵害となる旨の主張をしている（訴状15頁。なお、訴状11頁ではプライバシー権侵害との関係で同様の主張を行なっている）。

(4) 裁判例の傾向

原告らの訴状における法的構成は、裁判例の傾向とも合致している。

上述した『最新判例に見るインターネット上の名誉毀損の理論と実務』では、

伝統的な見解は、社会に偏見・差別が存在する以上、そのような事実を摘示されれば社会的評価が現実に低下するのであるから、なお名誉毀損に当たるとしており、裁判例もそのような傾向である。

と指摘した上で（同書 88 頁）、各種の裁判例を紹介している。

同書が紹介する裁判例は

- ① 男性と性行為に及んだとの事実摘示が対象者の名誉を毀損するとしたものとして、東京地判平成 21 年 9 月 25 日。
- ② 部落出身者であることについて、具体的状況下で名誉権侵害を肯定したとも読めるものとして東京地判平成 23 年 12 月 16 日、大阪地判平成 27 年 10 月 15 日。社会的評価の低下を否定したものとして高知地判平成 4 年 3 月 30 日。
- ③ 精神病ないし精神異常者であるという事実摘示が対象者の名誉を毀損するとしたものとして東京地判平成 20 年 2 月 18 日。
- ④ 外国人差別につき名誉毀損を肯定したものとして東京地判平成 25 年 3 月 27 日。政治家が朝鮮半島出身である等の記事につき名誉毀損を肯定したものとして神戸地裁尼崎支部判平成 20 年 11 月 13 日。

などであり、高知地判平成 4 年 3 月 30 日の例はあるものの、その他はいずれも社会に存在する不当な偏見・差別を前提として判断すれば社会的評価が低下する旨の判示を行なった裁判例である。

原告らも、かかる裁判例の多数と同様の立場から、訴状において、

宇都宮地裁栃木支部昭和 33 年 2 月 28 日判例は、精神描写であるような印象を与える言説をしたケースで名誉毀損の成立を認めており、参考になる

と記載して、伝統的な見解（人格的価値に関わりない社会的評価の低下であっても名誉毀損の成立を認める）の立場を採用する裁判例を紹介しているのである。

(5) 小括

以上のとおり、原告らの主張は、「被差別部落出身者である」旨の人格的評価と関

わりのない記載であったとしても、不当な偏見や差別が日本社会に残念ながら残存している以上、名誉権侵害を構成するというものである。

(6) 「差別されない権利」と「名誉権侵害」との関係

なお、上述したとおりの原告らの主張を前提とした場合、被差別部落出身者である旨の事実摘示は「名誉権侵害」と同時に「差別されない権利」を侵害する行為となる（観念的競合である）。

「差別されない権利の侵害」の外延と「名誉権侵害」の外延は必ずしも重なる訳ではなく、差別されない権利侵害ではあるが名誉権侵害ではないというケースも概念しうるものであるが（ある会社が「月収50万円以上の従業員には住宅補助を出さない」との措置をした場合、当該行為が差別されない権利の侵害に該当することはあるかもしれないが、名誉権侵害となることはない）、今なお社会に残る不当な部落差別を前提とする本件の場合、被告らの行為は「差別されない権利」と同時に「名誉権侵害」をも生じさせる行為であると評価される。

以 上